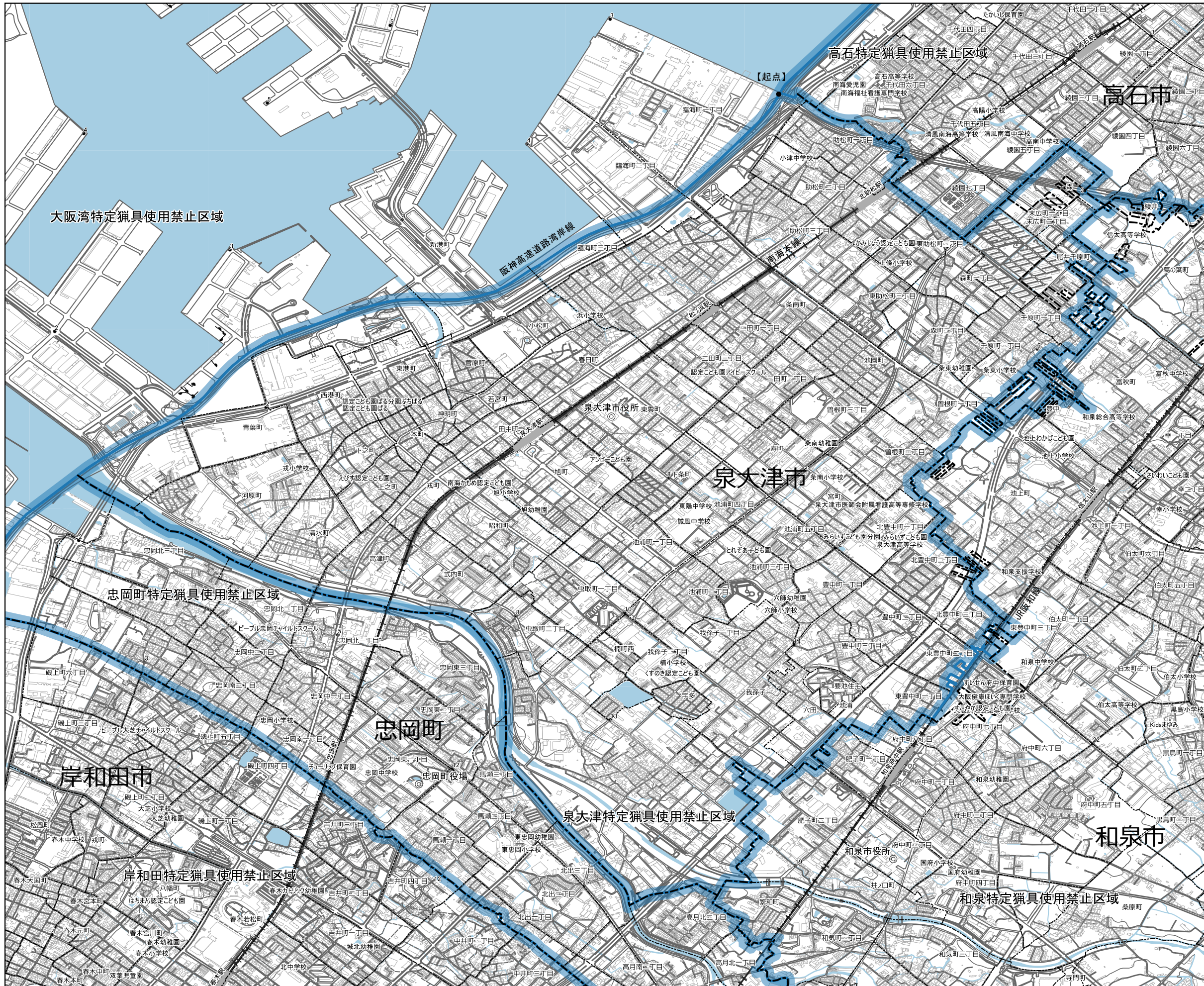


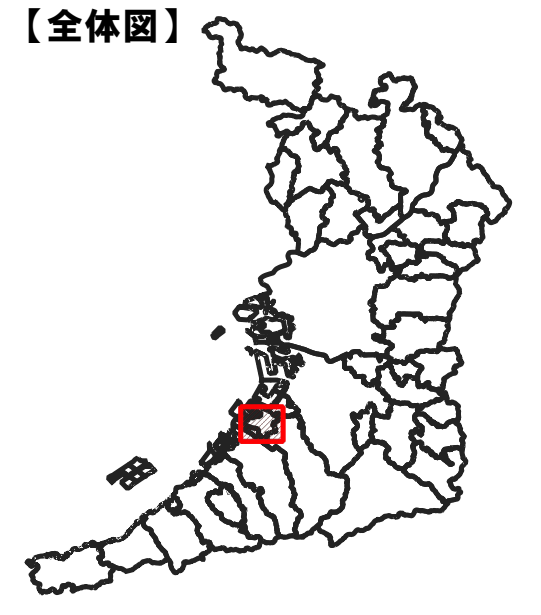
# 51 泉大津特定猟具使用禁止区域

1:12000

0 250 500 m



## 【全体図】



## 【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

## 【指定区域】

阪神高速湾岸線と泉大津市・高石市の境界線の交差点を起点とし、同境界線上を東進し、和泉市との境界線に至る。同点より泉大津市・和泉市の境界線に沿って南進し、忠岡町との境界線の交点に至る。同点より泉大津市・忠岡町の境界線を北進し、阪神高速湾岸線との交点に至る。同点より阪神高速湾岸線に沿って北東進し、起点に至る線で囲まれた泉大津市の区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。